

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律		法令番号	平成13年法律第64号	
手続名	第一種フロン類充填回収業者の登録		根拠条項	第27条第1項	
審査基準	<p>登録の基準</p> <p>1 登録を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</p> <p>3 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</p> <p>4 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に200g以上のフロン類を回収できるものであること。（複数のフロン類回収設備を有している場合は、その回収能力の合計が200g以上となる場合は可）</p> <p>5 申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。</p>				
	受付機関	保健福祉事務所 環境課	処理機関	環境課	交付機関
		標準処理期間		20日	目次
		標準経由期間		7日	